

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和4年6月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20220607	有限会社 北都商運(法人番号3070002030886)代表者:鈴木 信	群馬県邑楽郡邑楽町中野2957-11	本社	群馬県邑楽郡邑楽町中野2957-11	輸送施設の使用停止(100日車)	貨物自動車運送事業法第25条第2項	公安委員会からの通知を端緒として、令和3年9月29日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)不正改造車両(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2、道路運送車両法第41条)、(4)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(5)営業類似違法行為を行う自家用貨物自動車の利用(貨物自動車運送事業法第25条第2項)	10	10
20220607	アートバンライン 株式会社(法人番号5120901015088)代表者:寺田 寿男	大阪府大阪市中央区城見1-2-27	海老名	神奈川県海老名市社家3395-202	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和3年10月29日及び同年12月13日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(4)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)	18	3
20220607	株式会社 宝福商事(法人番号8090001015155)代表者:宝福 雄司	神奈川県横須賀市太田和1-40-8 (山梨県中巨摩郡昭和町飯喰1383-1 内藤ハウス204)	神奈川	神奈川県横須賀市太田和1-40-8	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業法第17条第3項	公安委員会からの通知を端緒として、令和4年4月12日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)過積載運送(貨物自動車運送事業法第17条第3項)	3	3
20220609	ヒタチ 株式会社(法人番号8010001079331)代表者:伊藤 信政	東京都千代田区岩本町3-4-6	甲府ハブセンター	山梨県中巨摩郡昭和町河西1019-1	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和4年4月14日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和4年6月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20220614	芳和輸送 株式会社(法人番号8010801010858)代表者:山本 伸一	東京都大田区東海3-6-7	本社	東京都大田区東海3-6-7	輸送施設の使用停止(120日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	公安委員会からの通知を端緒として、令和3年10月7日、同年10月28日及び同年11月18日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(7)最高速度違反行為(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	12	12
20220614	株式会社 吉見倉庫運輸(法人番号7030001071188)代表者:小林 正和	埼玉県比企郡吉見町大字高尾新田82 (埼玉県比企郡吉見町大字高尾新田84)	本社	埼玉県比企郡吉見町大字高尾新田82	輸送施設の使用停止(120日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	無免許運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和3年12月8日及び同年12月16日、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)乗務等の記録事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)初任・高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)初任・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)事故の未報告(貨物自動車運送事業法第24条、自動車事故報告規則第3条第1項)	12	12
20220628	株式会社 エスアンドエー(法人番号1060001023150)代表者:秋澤 久子	栃木県鹿沼市上石川字大野屋原1865-2	茨城	茨城県筑西市下川島833-12-102	輸送施設の使用停止(80日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和3年11月26日及び同年12月9日、旧日本営業所に対し監査を実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)乗務時間等告示なお書きの遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)乗務等の記録事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(5)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(6)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	8	8
20220628	手塚陸運 株式会社(法人番号1090001014725)代表者:手塚 大輔	山梨県笛吹市石和町八田88	本社	山梨県笛吹市石和町八田88	輸送施設の使用停止(70日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和3年10月27日、同年11月2日及び同年11月18日、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)乗務等の記録事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(7)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2、道路運送車両法第48条第1項)	7	7

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和4年6月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20220628	県南陸送 有限会社(法人番号9070002018892)代表者:林 耕治	群馬県伊勢崎市蕪塚町1206-20	本社	群馬県伊勢崎市蕪塚町1206-20	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和3年10月29日、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(3)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	1	1
20220628	株式会社 ネクスト物流(法人番号9040002013608)代表者:勝倉 弘之	千葉県千葉市花見川区三角町9-2-203 (千葉県千葉市花見川区天戸町647)	本社	千葉県千葉市花見川区三角町9-2-203	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和4年4月25日及び同年5月18日、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務等の記録事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(2)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(4)事業計画事後届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	0	0

注1 事業者点数は、関東運輸局の管轄区域での累計です。

注2 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について3.(4)但し書き参照)